

令和7年7月18日

保護者の皆様

神奈川総合産業高等学校

校長 関 克則

神奈川県立神奈川総合産業高等学校における*生成AIの活用について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、社会の情報化が急速に進む中、時代に合わせた情報の活用方法が求められており、本校の教育活動においても、1人1台端末を活用し、情報教育に取り組んでいるところです。このたび、文部科学省から、生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインが公表されました。神奈川県教育委員会では、生成AIの教育活動への利用に当たっては、一律に禁止や義務付けを行うものではないとの認識の下、生徒が生成AIの性質などを理解した上で、適切に活用していく情報活用能力を身に付けることが重要であると考えています。

生成AIに関しては、その特徴として生成されたものの内容の真偽について一切保証されないという点があります。したがって、適切に活用していく上では、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）が必要となります。この点に関しては、授業等を通じて生徒にしっかりと指導していきますが、保護者の皆様におかれましても、次の留意事項を御理解いただき、生成AIの適切な活用に向けて御協力くださいますようお願ひいたします。

【留意事項】

- 生成AIの利用については、利用規約を遵守する必要があります。多くの場合、年齢制限が設けられており、18歳未満の利用については、保護者の同意が必要とされています。
- 文部科学省のガイドラインでは、次のような場面での使用は適切でないとされています。
 - 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成AIによる生成物をそのまま自分の成果物として応募・提出すること。
 - 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、生徒が感性や独創性を發揮して、初発の感想を述べるような意図の課題において、最初から安易に使用すること。

*生成AI：ChatGPTやBing Chat等の対話型生成AIは、あたかも人間と自然に会話しているかのような応答が可能であり、文書作成、翻訳等の素案作成、ブレインストーミングの壁打ち相手など、民間企業等では多岐にわたる活用が広まりつつある。ただし、その回答には誤りを含むことがあります、あくまで「参考の一つにすぎない」ことを十分に認識し、最後は自分で判断する基本姿勢が必要となる。

問合せ先
教頭 蠍田
電話(042)742-6111